

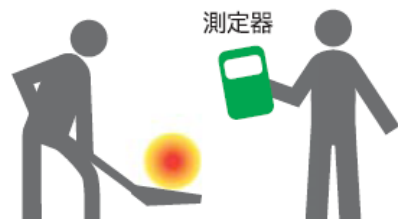
除染とは？

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気中に放出された放射性物質が、雨などにより地上に降下し、皆さまの周りの土や草木や建物に付着しています。除染により、それらの汚染された土や草木などを取り除くことができます。さらに、取り除いた土や草木を外部への影響がないように遮へいすることで、皆さまの受ける放射線量を減らすことができます。

放射線量を低減するための方法は？

取り除く

例) 表土の削り取り／枝葉の除去／
落ち葉の除去／洗浄 等



さへぎ 遮る

例) 土やコンクリートで囲む／
表土と下層の土の入れ替え 等



遠ざける

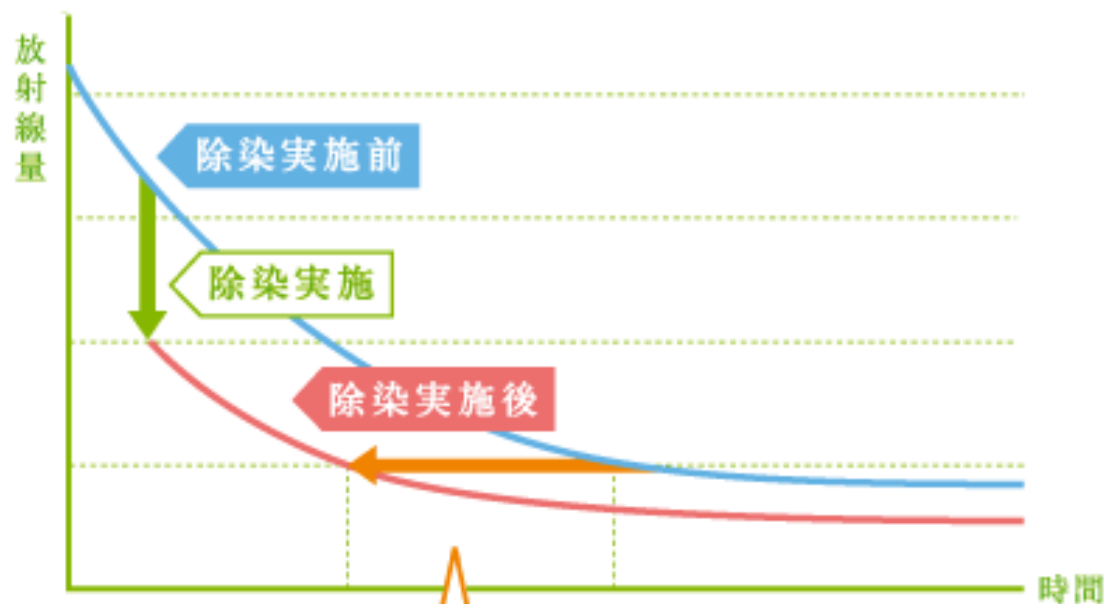
例) 立ち入り禁止 等



除染の目的 除染実施における目標

地域の線量に応じた除染によって、追加被ばく線量を低減していきます。

事故由来の放射線量の減り方



平成23年8月時点と比較して2年後に約4割、5年後に約6割が減少します。それに加えて、除染によって放射性物質を取りのぞくことで、放射線量をより早く減少させることができます。

環境省「除染情報サイト」より作成

地域の実情に合わせて、除染を進めます。 具体的な除染方法は、場所ごとに異なります。

放射性物質の状況により、効果的な除染の方法は異なります。まずは空間線量率を測定し、それぞれのケースについて最適な方法が選択されます。除染作業の前後で放射線量を測り、効果を確認します。



●以下に示している除染の方法は、業者による一例です。

除染
事例
1

放射線量が比較的低い地域の除染方法の例



●民家の軒下・雨樋の清掃



●草木の刈り取り (提供)伊達市



●側溝の汚泥の除去 (提供)福島市

除染
事例
2

放射線量が比較的高い地域の除染方法の例 (上記の例に加えて)



●校庭表土の削り取り (提供)JAEA



●建物の屋根等の洗浄



●庭土等の土壌の削り取り (提供)伊達市

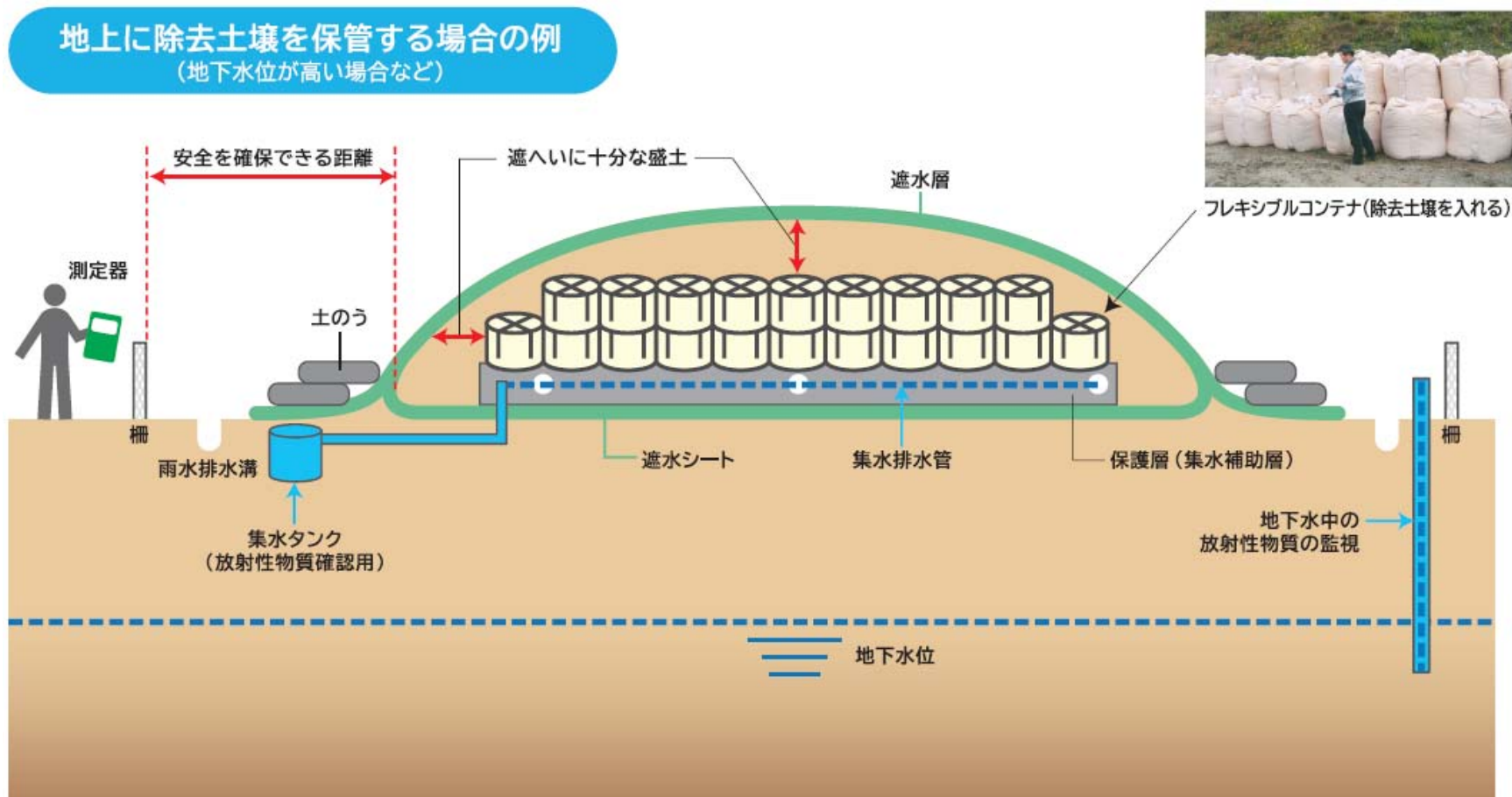
環境省「除染情報サイト」より作成

除染で取り除いた土などの保管

仮置場の例（地上に除去土壌を保管する場合）

除染に伴って生じた除去土壌は、一定期間、「仮置場」や「現場保管」で安全に保管されます。

地上に除去土壌を保管する場合の例
(地下水位が高い場合など)



環境省「除染情報サイト」より作成

除染特別地域と汚染状況重点調査地域

平成24年1月1日に全面施行された放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針にのっとり、除染に取り組めます。人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施します。除染に伴い発生した土壌等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分することとなります。

除染特別地域

- 国が直接除染を行う地域。基本的には、警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の11市町村※を指定。
- 各市町村の意向を踏まえつつ、それぞれの特別地域内除染実施計画を策定し、それに沿って取り組む。

※檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域。田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。

汚染状況重点調査地域

- 市町村が中心となって除染を行う地域。毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村のうち、8県※99市町村を汚染状況重点調査地域として指定(平成27年2月現在)。
- 各市町村が調査測定を行い、その結果などを踏まえて除染実施計画を策定し、それに沿って除染を推進。
- 国は、財政的措置や技術的措置を講ずる。

※岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県

除染特別地域における除染



除染特別地域とは？

除染特別地域とは、国が除染の計画を策定し除染事業を進める地域として、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき指定されている地域です。基本的には、事故後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあるとされた「計画的避難区域」と、福島第一原子力発電所から半径20km圏内の「警戒区域」であった地域を指します。住民の方が避難されているなどの事情があるため、福島県の他の区域で除染が必要な地域とは、除染の進め方※が異なります。

※「他の地域」では市町村が計画を策定し除染が進められます。

除染特別地域：福島県楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、及び飯舘村。並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。

汚染状況重点調査地域における除染



汚染状況重点調査地域とは？

汚染状況重点調査地域は、市町村が中心となって除染を実施する地域です。これらは、地域の空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村のうち、放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況について重点的な調査測定が必要である「汚染状況重点調査地域」として指定を受けた市町村※です。指定を受けた市町村は、必要に応じて重点的な調査測定を実施して実際に除染を行っていく区域（除染実施区域）を定めた上で、当該区域についての除染の計画（除染実施計画）を策定し、この計画にのっとり除染を進めることとなります。

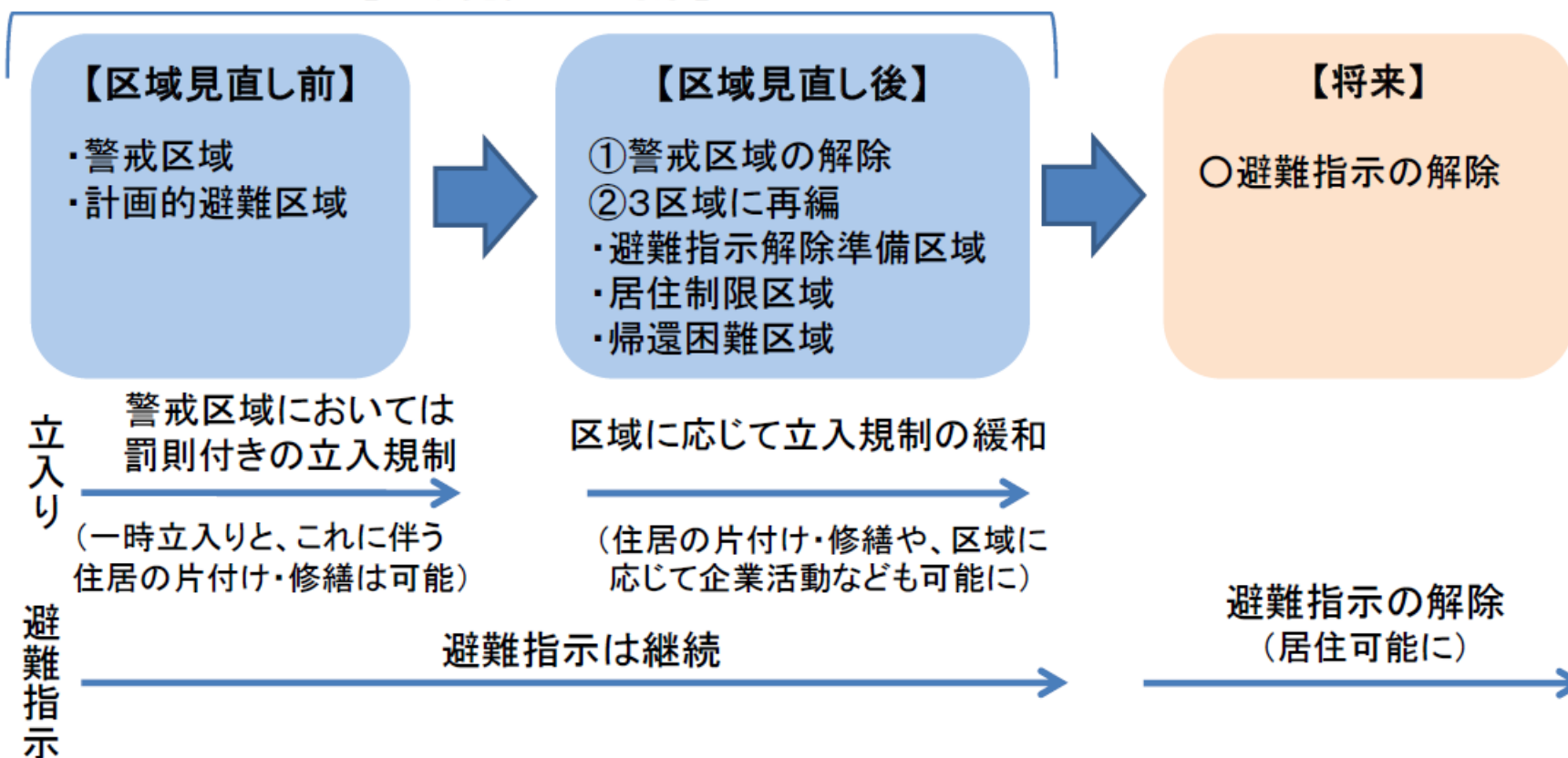
※全国で8県99市町村を指定（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県）（平成27年2月現在）。
このうち除染実施計画を94市町村（当面策定予定の市町村全て）において策定し、除染を実施。

環境省「除染情報サイト」より作成

避指示区域について

福島第一原発事故に伴い設定された避難指示区域は、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」及び「帰還困難区域」の3つの区域に見直されています。

【区域見直しの対象】



内閣府「避難指示区域の見直しについて」より作成

見直し後の避難指示区域について

【避難指示解除準備区域】

避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域です。

【居住制限区域】

避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の方の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難を継続することが求められる地域です。

【帰還困難区域】

事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域です。

避難指示区域内 の活動

避難指示区域の見直し前後の変化 (1/2)

	見直し前	見直し後			区域見直し 前後の変化	
		帰還困難 区域	居住制限 区域	避難指示 解除準備区域		
区域の運用	区域への立入り ※計画的避難区域 では立入り可	×	○	○	→ 自宅等への立入りが可能に(帰還困難区域を除く) (注1)	
	自宅等での宿泊	×	×	×	→ -	
	特例宿泊	×	×	○	→ 一定の時期・期間、 自宅への宿泊が可能に(注2)	
	「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」	×	×	△ (注3)	→ 一定の要件を満たせば、長期間の宿泊が可能に	
	新たな企業・事業活動の開始 (企業誘致等)	×	×	△ (注4)	○ (注5)	→ 新たな企業の誘致が可能に
	既存企業・事業者の再開	×	×	△ (注4)	○ (注5)	→ 既存事業の再開が可能に
	営農・営林	×	×	×	○ (注6)	→ 避難指示区域の一部では再開可能に

注釈は次頁

内閣府「避難指示区域の見直しについて」より作成

避難指示区域の見直し前後の変化 (2/2)

復興再生事業	予算	生活環境整備事業	×	○ (注7)	○ (注7)	○	復興・再生事業の 加速化
		帰還・再生加速事業	—	○	○	○	
	税(事業者向け)	設備投資の特別償却等又は税額控除	×	×	○	○	優遇された事業環境の実現(帰還困難区域を除く)
		被雇用者への給与等の税額控除	×	×	○	○	

- (注1) 市町村が認める範囲において一時立入りが可能。大熊町、富岡町、浪江町及び双葉町では、通年オープン制（住民が希望する日に毎月(1月及び4月を除く)1回の一時立入り)が実施されている。
- (注2) 市町村の申請に基づき、原子力災害現地対策本部の確認を経て実施することができる。年末年始、GW及びお盆で、合計1,870名の宿泊者の実績(実施市町村:川内村、田村市、南相馬市、飯館村、葛尾村及び川俣町)。
- (注3) 原則として避難指示解除準備区域が対象。居住制限区域においても、要件を満たす場合は、市町村長と原子力災害現地対策本部長との協議の上、実施可能。
- (注4) 例外的に認められる復旧・復興に不可欠な事業及び居住者を対象としない事業(金融機関、廃棄物処理、ガソリンスタンド、製造業等)については、所定の手続きを経た上で事業活動が可能。
- (注5) 原則として居住者を対象とする事業は不可だが、病院、福祉・介護施設、飲食業、小売業、サービス業等については、施設の新築や補修、資機材の搬入、在庫管理等、事業の実施に向けた準備作業は可能。
- (注6) 稲の作付け制限及び除染の状況を踏まえて対応。居住制限区域においては、農地の保全管理の外、地域の営農再開に向けた、市町村等の公的機関の関与の下で行う作付け実証等は可能。
- (注7) 避難指示解除準備区域等の復興及び再生のために必要と認められる場合に限る。

内閣府「避難指示区域の見直しについて」より作成

【設定の基準】

- ・避難指示解除準備区域(20ミリシーベルト/年以下)
空間線量率が3.8マイクロシーベルト/時以下
- ・居住制限区域(20ミリシーベルト/年超、50ミリシーベルト/年以下)
空間線量率が3.8マイクロシーベルト/時超、9.5マイクロシーベルト/時以下
- ・帰還困難区域(50ミリシーベルト/年超)
空間線量率が9.5マイクロシーベルト/時超

避難指示は、

- (i) 年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域について、
- (ii) 下記の状況となった段階で、
 - 日常生活に必須なインフラが概ね復旧
 - 生活関連サービスが概ね復旧
 - 子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗
- (iii) 県、市町村、住民の皆様との十分な協議を踏まえ、解除することとされています。

国は、インフラや生活関連サービスの復旧や除染を進めながら、地元との協議をしっかりと踏まえた上で、順次、避難指示を解除していく方針です。